

令和3年(ラ)第172号
抗告人 山口裕子 外6名
相手方 四国電力株式会社

令和5年1月6日

即時抗告準備書面 (8)

広島高等裁判所第4部 御中

相手方訴訟代理人弁護士

田代

健



代

同弁護士

松繁

明



代

同弁護士

川本賢

一



代

同弁護士

水野絵里奈

一



代

同弁護士

福田

浩



代

同弁護士

井家武

男



代

令和4年12月9日付け相手方上申書において述べたとおり、抗告人らの主張疎明は、本件審理計画に基づき、令和4年11月末までに行われなければならない、2022年（令和4年）12月28日付け抗告人ら準備書面11（以下「抗告人ら準備書面11」という。）における抗告人らの主張は、時機に後れたものとして認められるべきではないが、以下、念のため、必要な範囲において、抗告人ら準備書面11における抗告人らの主張は理由がないことについて述べる。

1 早坂康隆広島大学研究員の意見書（甲153）及びこれに基づく抗告人らの主張について

抗告人らは、早坂康隆広島大学研究員（以下「早坂氏」という。）の意見書（甲153）に基づき、相手方が基準地震動 S_s の策定に当たって考慮したプレート間地震による地震動の最大加速度値（181ガル）の想定が過小であるとして縷々主張するが、早坂氏は、自らが述べるとおり、構造地質学・岩石学を専門としており（甲153（2頁））、地震動の専門家ではない。甲153は、その内容についても、本件発電所とは地盤条件等の地域特性が異なる他地点の観測記録との比較に基づき相手方の想定が過小であるとの抗告人らの主張を単になぞるものであり、地震動の想定に当たっては地域特性を踏まえる必要があるという基本的な事項を無視している。こうした主張は、「地震ごとや観測地点ごとに異なる震源特性、伝播特性及び増幅特性が地震波に与える影響を無視したまま、ある地点で現実に観測された地震動の最大加速度の絶対値のみを引き合いに、直ちに別の地点でもそれと同様の最大加速度を伴う地震動がもたらされるなどという推論」（原決定78頁）を前提とするものであって、原決定が指摘するとおり、「到底科学的であるとはいえない」（原決定78頁）。

また、甲153にはその他にも地震動に係る基本的な知識に欠けるような記載が複数見受けられる。例えば、早坂氏は、2001年3月24日芸予地震を例に挙げ、本件発電所敷地における地震動が380.7ガルより大きくなる可能性が高いかのように述べるが（甲153（4頁））、2001年3月24日芸予地震は、プレート内地震（海洋プレート内地震）（甲153（4頁））であるから、震源特性が異なるプレート間地震の比較対象としては適切ではない。また、早坂氏は、「私が調査した限りでは、震源に比較的近い陸域で最も小さな地震加速度を示したのは・・・東北電力女川原発の敷地で、地震加速度は567.5ガルでした（資料1）。」と述べるが（甲153（3頁））、地盤条件等の地域特性が異なる女川原子力発電所の観測記録と本件発電所の地震動評価とを比較すること自体がそもそも適切ではないし、この点を措いても、女川原子力発電所における567.5ガルの観測記録は保安確認用地震計として同発電所1号機原子炉建屋内に設置された地震計における観測記録であって（甲153（資料1（3～4頁）））、地震動評価を行う敷地の解放基盤表面での揺れを示すものではないため、この観測記録と解放基盤表面での揺れを示す本件発電所の地震動評価結果とを比較するのも適切ではない¹。このように、地震動に係る基本的な知識に欠けるような記載が甲153には複数見受けられることから、早坂氏が地震動に係る専門性に欠けていることは明らかである。

以上のとおり、甲153は、地震動の基本的な事項を無視した内容の意見書であり、意味をなすものではなく、甲153に基づく抗告人らの上記主張は、到底科学的であるとはいえない。

1 建物観測用地震計の観測記録と解放基盤表面での揺れを示す地震動評価結果とを比較することが適切ではないことは甲153（資料1（6頁））からも明らかである。

2 釜江克宏京都大学名誉教授（特任教授）の意見書（乙213）に関する抗告人らの主張について

抗告人らは、釜江克宏京都大学名誉教授（特任教授）が、その意見書（乙213）において、相手方が基準地震動 S_s の策定に当たって考慮したプレート間地震による地震動の想定について、「地震動として違和感のないレベルになっていると考える。」、「妥当な検討がなされていると考える。」と述べたことに対して、「釜江教授が東北地方太平洋沖地震における地震観測記録という客観的科学的事実と真摯に向き合ってこれを検討しているか極めて疑問に思っている」などと主張するが（抗告人ら準備書面11の3（4頁））、釜江克宏京都大学名誉教授（特任教授）が平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（以下「東北地方太平洋沖地震」という。）の観測記録を説明できる震源モデルの構築について検討を行い、川辺・釜江（2013）²として公表していることは、相手方即時抗告準備書面（7）第2の1(3)ア（14頁以下）で述べたとおりである。そして、乙213は、釜江克宏京都大学名誉教授（特任教授）の強震動予測（地震動評価）に関する専門家としての知識と経験に加えて、東北地方太平洋沖地震から得られた知見，教訓等を踏まえて意見を述べるものであるから、他地点の地震観測記録の最大加速度値との比較から単なる推測を述べるに過ぎない早坂氏の意見書（甲153）との差異は歴然である。

3 求釈明について

抗告人らは、再掲として「原子力規制委員会が、強震動生成域を本件原発直下に想定した上でなされた債務者の南海トラフ地震の地震動想定181ガル

2 「2011年東北地方太平洋沖地震の震源のモデル化」川辺秀憲・釜江克宏，日本地震工学会論文集，第13巻，第2号（特集号），75-87，2013.

の合理性の有無（本件審査事項）について、いつ、どの会合で審査をしたのか、その議事録とともに明らかにされたい。」と、相手方に対し釈明を求めるが（抗告人ら準備書面11の6（8頁））、これについては、令和4年12月28日付け相手方即時抗告準備書面（7）第2の2(2)（20頁）で述べたとおりである。

以 上